

## 新温泉町公衆無線LAN設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民及び本町を訪れる観光客等が気軽に利用できるインターネット環境の整備を促進するため、事業者又は団体等が行う公衆無線LAN設置事業を対象に補助金を交付することに関し、新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 新温泉町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人をいう。
- (2) 団体等 新温泉町内に活動の拠点を有し、原則として、法人格を有する団体及び法人化に向けて組織化された団体並びにその他町長が適当と認める団体をいう。
- (3) 公衆無線LAN設置事業 事業者又は団体等が利用者の利便性を高め誘客を促進するために行う公衆無線LANの導入であって、キャリアフリーの無線LAN装置（いずれの通信事業者の端末機器でも無線LAN接続を可能とする装置をいう。）を事業者又は団体等の日常的に不特定多数の者が利用する区域に設置する事業をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者又は団体等が行う公衆無線LAN設置事業に係る機材の購入費及び設定費、電波範囲の調査費並びに工事費等の導入経費とする。ただし、インターネットに接続するために要する経費（光回線終端装置より上位の機材購入費、設置費等）は、対象外とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は、その端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、事務所又は事業所一カ所につき2万円を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置前に規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 新温泉町公衆無線LAN設置事業計画書及び収支予算書（様式第1号）
- (2) 対象設備の設置に係る契約書又は見積書の写し
- (3) 対象設備の形状、機種、規格、性能等を説明する資料
- (4) 対象設備設置場所の位置図及び見取図
- (5) その他町長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第8条第1項の町長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 対象設備の追加又は廃止に係る変更
- (2) 補助金の増額を伴う変更
- (3) 補助金の3割以上の減額を伴う変更

(実績報告書)

第7条 規則第11条に定める実績報告は、対象設備の設置を完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 新温泉町公衆無線LAN設置事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 対象設備の設置費に係る領収書の写し及びその内訳を示す内訳書
- (3) 対象設備の設置状態を示す写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第8条 規則第15条の条件等に違反したときとは、次のいずれかに該当すると認められるときとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長が補助の決定の取消しの必要を認めたとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施工期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに、この告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月25日告示第37号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。